

深浦町住環境リフォーム推進事業補助金交付要綱

平成31年3月1日

告示第10号

(趣旨)

第1条 この告示は、地域経済対策の一環として、住宅投資による町内経済の活性化を図るとともに、町民が個人住宅の居住環境の質の向上を目的として、町内建設業者等の施工により町内に存する住宅の住環境リフォーム工事を行う者に対し、予算の範囲内において住環境リフォーム推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、深浦町補助金等の交付に関する規則（平成17年深浦町規則第45号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人住宅（次のいずれかに該当する住宅をいう。）

ア 町内に存する個人所有の住宅であり、本人又はその家族が居住している住宅であること。

イ 町内に存する居住用及び業務用に併用している住宅であること。ただし、別荘は除く。

(2) 住環境リフォーム工事 住宅のリフォーム工事若しくは、下水道接続工事又は、その両方を行う工事をいう。

(3) 下水道接続工事 生活雑排水集合処理区域においてこれまでの排水設備（くみ取り式トイレや浄化槽）から下水道に切り換える工事及びトイレの水洗化とそれに伴うトイレ内装等の改修工事をいう。

(4) リフォーム工事 別表に掲げる住宅の安全性、耐久性、耐震性及び居住性を向上させるための住宅の修繕、補修、改築、増築、模様替え、設備改善等の工事をいう。

(5) 町内建設業者等 町内に住所を有する法人及び個人事業者で、町税等を完納しており、当該工事を行う者をいう。

(6) リフォーム支援事業 深浦町住宅リフォーム緊急支援事業及び深浦町住宅リフォーム支援事業をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号の全てを満たす者とする。

(1) 町内に住所を有する者（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき住民票に記載されている者をいう。）又は、第10条に規定する実績報告までに町内に転入し、住所登録する者であること。

(2) 住環境リフォーム工事を行う住宅の所有者及び居住者であること。ただし、当該工事を行う住宅の所有者が対象者の親（対象者の配偶者の親を含む。）又は子の場合は所有者と同等とみなす。

(3) 同一世帯に属する者全員が町税等を完納していること。

(4)及び(5) 削除

2 対象者は、前項に定めるもののほか、次の各号のいずれかを満たす者とする。

(1) 過去にこの事業及びリフォーム支援事業による補助金の交付を受けていない者

(2) 過去にリフォーム支援事業による補助金の交付を受け、下水道接続工事による補助金を受けようとする者

(3) この事業又はリフォーム支援事業による補助金の交付を受けた年度から10年を経過した者。ただし、下水道接続工事における交付申請は初回1回に限る。

(補助金の交付対象工事)

第4条 補助金の交付対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号の全てを満たす工事とする。

(1) リフォーム工事に要した費用が50万円（消費税の額を含む。）以上又は、下水

道接続工事に要した費用が10万円（消費税の額を含む。）以上とする。下水道接続工事とリフォーム工事を併せて行う場合は、10万円（消費税の額を含む。）以上とする。

- (2) 工事着工時において、建築後1年を経過していること。
- (3) 住宅部分と非住宅部分とを合わせて工事を行ったときは、住宅部分の床面積（住環境リフォーム工事を行った部分に限る。以下同じ。）を住宅部分及び非住宅部分の床面積の合計で除して得た商に、当該リフォーム工事に要した費用の額を乗じて算出するものとする。
- (4) 申請者又は所有者が自ら住環境リフォーム工事を行うときは、それに要した労務費は対象工事より除くものとする。

（補助）

第5条 町長は、第3条第1項から第2項に規定する対象者が町内建設業者等により前条に規定する対象工事を行ったときは、当該工事に要した費用の一部を補助するものとする。

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) リフォーム工事に要した費用（消費税の額を含む。）に100分の10を乗じた額とし、20万円を限度とする。
- (2) 下水道接続工事に要した費用（消費税の額を含む。）の額とし、30万円を限度とする。ただし、第3条第2項第2号により補助金の交付を受けようとする者であって、同項第3号に該当しない者が、補助金の交付を受けようとするときの補助金の限度額は、リフォーム支援事業により交付を受けた補助金の額を50万円から減じた額と30万円のいずれか低い額とする。
- (3) 前2号に掲げる工事を併せて行った場合、それぞれの補助金を加算した額とし、50万円を限度とする。

2 前項に規定する補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、工事の着工前に住環境リフォーム推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 住環境リフォーム工事の見積書の写し（詳細のわかるもの）
- (2) 住環境リフォーム工事を行う住宅等の平面図及び工事施工箇所の写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定した場合は、住環境リフォーム推進事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(変更又は廃止の承認申請)

第9条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）が、補助金の申請内容を変更する場合又は補助事業を廃止しようとするときは、住環境リフォーム推進事業変更（廃止）承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、承認を得なければならない。

2 町長は、前項の規定により補助金の申請内容の変更又は廃止を承認した場合は、住環境リフォーム推進事業変更（廃止）承認書（様式第4号）により補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 対象者は、住環境リフォーム工事が完了した日から20日以内又は当該年度の3月25日のいずれか早い日までに、住環境リフォーム推進事業実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 住環境リフォーム工事領収書の写し

- (2) 住環境リフォーム工事完了後の現場写真
- (3) 建築確認申請が必要な工事にあつては、検査済証の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条の規定による報告があつたときは、速やかに審査及び必要に応じて現地確認を実施し、適当と認めたときは、補助金の額を確定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、住環境リフォーム支援事業補助金確定通知書（様式第6号）により、当該補助対象者に通知しなければならない。

(補助金の請求)

第12条 前条に規定する通知書を受けた補助対象者が、補助金の請求をしようとするときは、住環境リフォーム支援事業補助金交付請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第13条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合には補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 第3条第1項から第2項及び第4条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 不正手段により補助金を受けたとき。
- (4) その他町長が定める条件に違反したとき。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第2条関係）

NO	対象	対象リフォーム等の内容	備考
1	○	屋根の葺き替え、塗装、外壁の張替・塗装など	
2	○	部屋の新設・間仕切りの変更	
3	○	壁紙や床の張替などの内装工事	下水道接続工事に伴うトイレの内装工事を除く。
4	○	耐震補強・改修工事	
5	○	窓・ガラスの取付・交換（断熱改修など）	
6	○	室内の建具等の交換	
7	○	バリアフリー改修（手摺、段差解消、廊下拡幅）	
8	○	外壁、屋根、天井の断熱化工事	
9	○	風呂、トイレ、台所等の水回り改修工事	下水道接続工事に伴うトイレの改修、排水管接続工事を除く。
10	○	バルコニーや雪止めの設置	
11	○	畳の取替え（表替え含む）	
12	○	車庫・物置の設置及び増改築（別棟の場合も含む）	住宅用に限る
13	△	室内カーテンの取付、取替（カーテンレール含む）	内装工事と一体のみ
14	△	住宅の解体工事のみ（全部、一部）	リフォーム工事が伴えば可

15	○	住宅用太陽光発電システムの設置	
16	○	給湯設備機器の設置	
17	×	電話やインターネットの配線工事	
18	×	造園、門扉、ブロック塀等の外構	
19	○	その他町長が認める工事	

【様式ファイルあり】

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

申請者 住所
氏名 様

深浦町長

住環境リフォーム推進事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった住環境リフォーム推進事業補助金については、次のとおり交付（不交付）することに決定したので通知します。

決定の内容	交付 ・ 不交付 (不交付とした理由)
交付決定額	円
工事内容	
予定工事期間	年 月 日 ～ 年 月 日
リフォーム工事 予定金額	
下水道接続工事 予定金額	
総工事予定金額	
補助金の条件	(1) 事業の内容を変更するときは、町長の承認を受けること。 (2) 事業を廃止するときは、町長の承認を受けること。 (3) 事業完了後 20 日以内に実績報告書を提出すること。

【様式ファイルあり】

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

補助対象者 住所
氏名 様

深浦町長

住環境リフォーム推進事業変更（廃止）承認書

年 月 日付けで申請のあった住環境リフォーム推進事業の変更について、
次のとおり変更（廃止）を承認します。

変更・廃止を承認する 事業の内容	
変更後の <u>リフォーム工事</u> に要する経費	(消費税を含む) 円
変更後の <u>下水道接続工事</u> に要する経費	(消費税を含む) 円
変更後の総経費	(消費税を含む) 円
変更後の補助金の額	金 円 (消費税を含む)

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

深浦町長 様

補助対象者 住所 深浦町大字
氏名

住環境リフォーム推進事業実績報告書

年 月 日付け 第 号に基づく補助金交付決定の通知を受けた住環境リフォーム推進事業が完了したので、深浦町住環境リフォーム推進事業補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて報告します。

リフォーム 工事物件	所在地			
	所有者			
	建築年月			
工事の目的				
工事の内容				
リフォーム工事金額		円		
下水道接続工事金額		円		
総工事金額		円		
施工業者		住所 事業所名（代表者）		
着手日及び完了日		着手		完了
添付書類		(1) 工事領収書等の写し (2) 工事完了後の現場写真 (3) 検査済証（建築確認申請対象工事に限る。） (4) その他町長が必要と認める書類		
備 考				

様式第6号（第11条関係）

年 月 日

補助対象者 住所
氏名 様

深浦町長

住環境リフォーム推進事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告書の提出があった住環境リフォーム推進事業について、下記のとおり補助金額を確定したので通知します。

記

補助金確定額 _____ 円

様式第7号（第12条関係）

年 月 日

深浦町長 様

補助対象者 住所 深浦町大字
氏名

住環境リフォーム推進事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号での補助金の確定を受けた住環境リフォーム推進事業について、次のとおり請求します。

金 _____ 円

振込先	金融機関名	銀行 信金 農協	支店
	預金種類	普通 ・ 当座	
	口座番号		
	口座名義人 (ふりがな)		

様式第1号 (第7条関係)

様式第2号 (第8条関係)

様式第3号 (第9条関係)

様式第4号 (第9条関係)

様式第5号 (第10条関係)

様式第6号 (第11条関係)

様式第7号 (第12条関係)